



わたしたちの日本一美しい村

2013

広報

しらかわ

5月号

No.502

雪解け待ちわび咲きほこる！ 「大窪池のミズバショウ」

村指定天然記念物である大窪池のミズバショウの群生地は標高約720mで、冬季は毎年3mを超える豪雪に覆われます。撮影に向かった日は、清らかな水が大窪池を潤し、神秘的な自然環境の中、4月の雪解けを待っていたかのように先を競って咲き乱れています。また、この地域一帯にはカタクリが群生しており、運が良ければギフチョウがカタクリの花にとまって吸蜜する風景を見ることができます！

CONTENTS

- 文化財に指定 大家族制調査研究資料 2
- INFORMATION 村からのお知らせ 6
- 白川村の移住・定住促進事業紹介 8
- ニッポン全国鍋合戦に参戦決定 14



the most beautiful
villages
in japan

白川村の文化財に指定!

「大家族制に関する本庄栄治郎博士の調査研究資料」



「大家族制に関する本庄栄治郎博士の調査研究資料」
平成25年4月1日告示

昨年の白川村文化財保護審議会審議を経て、平成25年3月5日の教育委員会で、大正・昭和初期に活躍した日本経済史家・本庄栄治郎博士の大家族に関する研究資料が白川村文化財に指定されました。明治から昭和のはじめに白川村を舞台に行われた「大家族研究」は白川村の存在を一躍全国に知らしめ、特に本庄博士の大家族研究は初めて科学的研究の視点に立って行われました。今回指定されたものは本庄博士が大家族研究を行った、明治40年代の書簡や直筆の調査ノート等研究資料21点。この中には直筆の論文原稿も含まれ当時の研究手法を知る資料としても大変貴重なものであると評価されています。全国の人々の白川村へのまなざしは大家族研究から合掌造り民家、そして世界遺産荻町集落へと変容していますが白川村が全国的に注目される原点となった歴史資料として大変貴重な村の宝です。

文化財としての評価 (早稲田大学名誉教授 柿崎 京一)

白川村中切地方に典型的にみられた「大家族」については、明治21年に藤森峰三氏によって学術誌に紹介されて以降、急速に世間の注目を浴び、多くの研究者やジャーナリズム関係などが白川村へ来村し、白川村の存在が全国的に注目されるようになった。しかし、当時の人々の関心は珍奇な風習に対する興味本意の域を出るものではなかった。そうした状況にあって科学的な研究視点に立って調査研究を行い、初めて学術論文として取り上げた研究者が本庄栄治郎であったと言って良い。明治44年京都法学会雑誌に発表した論文「飛騨白川ノ大家族制」は、まず学術用語として「大家族」を用いた初めての論文であり、総説、大家族制度の地方・原因・家長権をはじめ大家族の生活の諸相から大家族制度の将来の展望まで幅広く、組織的な研究成果を記述している。この本庄論文は、その後、大正から昭和戦前に及ぶ夥しい研究者の白川村大家族研究に大きな影響を与えることになった点で特に注目すべき論文である。本古文書はこうした本庄栄治郎氏の論文執筆に当たって収集された資料の一部であり、この時代の実証研究の方法を知る上で極めて貴重なものである。以上の所見をもって当該古文書は白川村指定文化財としての価値を十分に備えたものと評価する。

本庄栄治郎博士の

略歴

明治21年京都にて出生。京都大学教授・大阪商科大学学長・大阪府立大学教授などを歴任し、大正・昭和期の日本経済史家として「西陣研究」「徳川幕府の米価調節」等に関する著書・論文を多数発表。「飛騨白川ノ大家族制」の論文は法科大学生時代の著作。享年90

(「日本史広辞典」山川出版社参照)

白川村と白山市で観光都市交流の協定締結

両市村の友好を深め、観光分野の振興発展を目指します!

4月16日(火)白山市役所で、観光都市交流に関する調印式が行われ、白川村長と白山市長が協定を結びました。両市村は、白山スーパー林道でつながり、霊峰白山を共通の自然資源として、イベント等を行いながら誘客推進事業を進めています。特に今年は、第1回白山・白川郷100kmウルトラマラソンの開催と、2015年春の北陸新幹線開業予定が協定を結びきっかけとなりました。成原村長は「観光面において更なる相互交流を図りたい」と話され、今後、観光関係団体による特産品販売や観光PRに関する取り組みの他、白山スーパー林道の利用促進に向けた事業を展開する予定です。



4月12日(金)に平成25年度白川村体育協会総会が行われ、事業報告と決算報告及び表彰伝達が行われました。

| 期 日 | 事 業 名 | 場 所 | 備 考 |
|------------|--------------------------------|--------------------|-------------------------------|
| 平成24年4月 9日 | 県体育協会加盟団体事務担当者会議 | 岐阜メモリアルセンター | 平成24年度事業について |
| 12日 | 平成24年度白川村体育協会総会 | 役場大会議室 | 平成23年度事業決算報告 平成24年度事業計画等 |
| 25日 | 野球部代表者会議 | 平瀬カルチャーセンター | リーグ戦について |
| 5月 8日 | 村野球リーグ戦開幕 | 中島グラウンド | 大会開催 |
| 17日 | 飛騨地区体育協会総会 | 高山市 | 平成24年度事業等について |
| 6月12日 | 平成24年度第1回県体協評議委員会 | 岐阜メモリアルセンター | 平成23年度事業決算報告 平成24年度事業計画等 |
| 7月 8日 | 第60回飛騨地区体育大会 | 飛騨地区内 | 4チーム出場 野球部・ゲートボール部・バレーボール部 |
| 20日 | ぎふ清流国体炬火リレー | 村内 | 走者として協会部員参加 |
| 8月31日 | 岐阜清流国体開催記念岐阜県民スポーツ大会ゴルフ競技 | 岐阜セントフィールドカントリー倶楽部 | ゴルフ部 |
| 9月30日 | ぎふ清流国体デモスポ行事ウォークラリー大会(白川村) | 白川村 | 開催協力 |
| 10月11日 | 飛騨地区体育協会事務局会議 | ビッグアリーナ | 飛騨・県スポーツ大会等 |
| 22日 | 飛騨地区体育協会役員会 | 高山市 | 第60回飛騨地区大会結果報告等 |
| 29日 | 村民バドミントン大会 | 白川中学校体育館 | 12組(24名)参加 |
| 11月11日 | 飛騨駅伝競走大会 | 下呂市 | 陸上部出場 一般男子の部2部 優勝 |
| 12月 3日 | 村民ソフトミニバレーボール大会 | 白川中学校体育館 | 9チーム(42名)参加 |
| 平成25年2月 4日 | 村民スキー大会打合せ | 平瀬カルチャーセンター | 大会計画について |
| 16日 | 村民スキー大会準備 | 白弓スキー場 | スキー部 |
| 17日 | 第47回村民スキー大会 第39回村議会議員杯スキー大会 | 白弓スキー場 | 61名参加 |
| 3月 5日 | 第17回村民ゲートボール大会 | ふれあい体育館 | 4チーム参加 |
| 29日 | 平成24年度白川村体育協会理事会 | 役場中会議室 | 平成24年事業決算報告及び 平成25年度事業計画等 |

*上記の活動以外に、地区で行われる体育的行事(運動会・雪上運動会・レクリエーション・ふれあい卓球大会)への援助をしました。
*24年度は、清流国体の関係で県民スポーツ大会はゴルフのみ行われました。

平成24年度収支決算書

〈収入の部〉

単位：円

| 区 分 | 決 算 額 | 備 考 |
|---------|------------|---------------|
| 村 補 助 金 | 800,000円 | |
| 協 力 金 | 422,000円 | 1,000円×422世帯数 |
| 雑 収 入 | 92円 | 貯金利息 |
| 繰 越 金 | 237,903円 | 前年度分 |
| 計 | 1,459,995円 | |

〈支出の部〉

単位：円

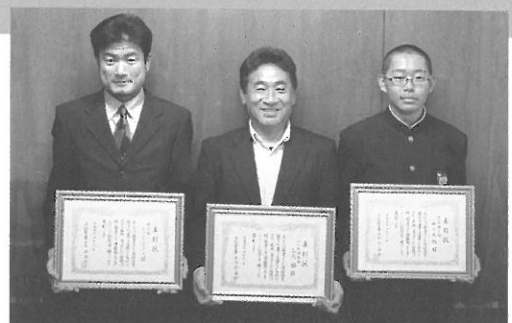
| 区 分 | 決 算 額 | 備 考 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 大 会 出 場 費 | 421,760円 | 飛騨・県大会参加費 |
| | 408,582円 | 村大会開催経費(国体デモスポ経費含む) |
| 活 動 運 営 費 | 388,372円 | 各 部 |
| 総 務 費 | 41,774円 | 振込手数料 消耗品 会議贈費等 |
| | 87,000円 | 飛騨・県体協負担金・会費 |
| | 11,000円 | 総会表彰時記念品等 |
| 予 備 費 | 0円 | |
| 計 | 1,358,488円 | |

収入1,459,995円 - 支出1,358,488円 = 差引残高101,507円は平成25年度に繰り越します。

白川村体育協会表彰

少年野球監督 **志茂 勝さん**(荻町)
白川中陸上部 **坂下大哉さん**(御母衣)
陸上部 **ホワイトランナーズ**

白川村のスポーツ振興に貢献した志茂勝さんと各スポーツ大会で優秀な成績を収めた坂下大哉さん・ホワイトランナーズの代表福地達也さんに村体育協会会長から表彰状が贈られました。特に志茂さんは、20年以上に渡り少年野球監督を務められ、子どもたちの健全育成に貢献されました。



白川村消防辞令交付式

4月1日(月)旧白川小学校体育館において、白川村消防団の辞令交付式が行われました。辞令内容は次のとおりです。

()は前階級、敬称略

▼退団辞令

- ▽橋脇 健 (中部部長)
- ▽堀 友樹 (中部部長)
- ▽滝 健一 (中部部長)
- ▽大田 忠広 (中部部長)
- ▽吉脇 豊 (大郷部長)
- ▽大谷 司 (南部団員)
- ▽長田 範央 (南部団員)
- ▽宮坂 知秀 (大郷団員)
- ▽川淵 雅博 (中部団員)

▼入団辞令

- ▽中部分団 〓谷藤 一成 (島)
- ▽大郷分団 〓杉浦 幸喜 (飯島)
- ▽南部分団 〓坂本 磨紀 (平瀬)
- ▽南部分団 〓松井 貴希 (平瀬)
- ▽大郷分団 〓高森 純豊 (飯島)

▼進級辞令

- ▽副 団 長 〓小坂 秀昭 (南部分団長)
- ▽南部分団長 〓小坂 孝二 (同副分団長)
- ▽南部分団長 〓大松 勝巳 (同部長)

▼任命辞令

- ▽教 育 班 〓土橋 崇 (大郷部長)
- ▽教 育 班 〓田口 貴之 (本部部長)
- ▽中 部 班 長 〓武田 聖司 (同団員)
- ▽中 部 班 長 〓鈴木 智也 (同団員)
- ▽中 部 班 長 〓脇坂 力 (同団員)
- ▽大 郷 班 長 〓杉垣 昭弘 (同団員)
- ▽南 部 班 長 〓高島 一成 (同団員)
- ▽中 部 班 長 〓脇坂 力 (同団員)
- ▽中 部 班 長 〓原 卓也 (同班長)
- ▽大 郷 班 長 〓杉垣 昭弘 (同班長)
- ▽南 部 班 長 〓新谷雄一郎 (同班長)
- ▽中 部 班 長 〓黒木 徹 (同班長)
- ▽中 部 班 長 〓原 卓也 (同班長)

下水道への切り替えをお願いします

供用開始後、3年以内
に設置が義務付けられて
います

下水道法では、村が下水道の使用時期と処理区域を公示した日から、区域内の家庭や店舗等のトイレ・風呂・台所などの排水設備を速やかに下水道に接続し、3年以内に水洗化することが義務付けられています。

村の下水道水洗化状況

各地区の水洗化率(下水道につないだ世帯数/処理区域内世帯数)は、供用開始順に次のとおりです。村全体の水洗化率は80.3%です。

- ①飯島地区 98.3%
- ②鳩谷地区 94.2%
- ③荻町地区 91.5%
- ④戸ヶ野地区 82.6%
- ⑤島地区 100.0%
- ⑥椿原地区 40.0%
- ⑦木谷地区 87.5%
- ⑧保木脇地区 08.0%
- ⑨小白川地区 100.0%
- ⑩有家ヶ原地区 100.0%
- ⑪芦倉地区 50.0%
- ⑫長瀬地区 66.7%
- ⑬平瀬地区 54.5%
- ⑭稗田地区 20.0%
- ⑮御母衣地区 20.0%
- ⑯牧地区 72.2%

| 指定工事店 | 住 所 | 電話番号 |
|-------------|-----------------|---------------|
| 郡上ガス(株) | 郡上市白鳥町向小駄良760-4 | (0575)82-2084 |
| 株式会社伊千呂 | 高山市上岡本町7-223 | (0577)33-0221 |
| 御母衣建設(株) | 白川村御母衣125 | (05769)5-2040 |
| 衛高建コーポレーション | 郡上市高鷲町鷺見408 | (0575)72-6464 |
| 小坂建設(株) | 白川村平瀬396-22 | (06769)5-2346 |
| 沢田建設(株) | 白川村鳩谷273 | (05769)6-1034 |
| テラダ設備 | 郡上市白鳥町白鳥131-9 | (0575)82-2272 |
| (株)田原設備工業 | 高山市新宮町3715-1 | (0577)33-9804 |
| (株)大洞水道 | 高山市新宮町1557-2 | (0577)34-0399 |
| (株)田口建設 | 白川村平瀬396-1 | (05769)5-2321 |
| 山水設備工業(有) | 白川村平瀬303-77 | (05769)5-2428 |
| (有)庄川水道 | 白川村飯島150 | (05769)6-1121 |
| (有)藤岡水道 | 郡上市八幡町相生714-2 | (0575)63-2869 |

下水道の利用は、地域川の汚染を防ぐだけでなく、下水道費を負担いただくことによって、施設の健全な管理運営を行うことが出来ますので、早期の加入をお願いします。

下水道への接続は必ず白川村指定 下水道工事店へ!

接続工事は左記の表内に掲載の村指定工事店へ依頼してください。

問い合わせ先
基盤整備課建設係
TEL 611311

行政相談委員に委嘱されました

大塚 清肇さん(長瀬)

みなさん「行政相談委員」をご存じですか?行政相談委員は、総務大臣がお願いして国の役所などに対する苦情、要望等の相談相手となっただき、必要な助言や関係機関にその苦情等を通知して解決の促進を図ります。定期的に相談所を開設し、無料で相談に応じます。秘密は厳守されますのでお気軽にご利用ください。

委嘱期間 平成25年4月1日~平成27年3月31日まで